

2009年9月15日

国際法学会の法人問題に関する報告書

国際法学会・法人問題検討委員会

1. はじめに
2. 社団法人への組織変更の可能性
3. 新財団法人への移行の手続
4. 新財団法人の運営
5. 新財団法人に係る課税問題
6. その他の留意点
7. おわりに——法人問題検討委員会としての意見

1. はじめに

平成20年12月に新しい法人に関する諸法律が施行され、その時点で財団法人であった国際法学会は「特例財団法人」に移行した。この移行は暫定的なものであり、平成25年11月末日までに新制度上の法人への移行を完了するか又は解散する必要がある。このような状況のもと、本委員会では、国際法学会としてどのように対応すべきかを判断するための基礎資料を収集整理し、論点を明らかにすることに主眼を置いて検討を進めてきた。本報告書は、しかるべく機関決定がされるための基礎的情報を提供することを目的とするものである。

具体的に問題となるのは、まず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）の一般社団法人・一般財団法人に移行するために、どのような手続が必要となるのか、その上で、公益認定を受けることによっていわゆる公益社団法人・公益財団法人に移行する場合には、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「認定法」という。）のもとで、いかなる要件を具備しなければならないのかといった点であり、これらを明らかにすることが検討を進める前提となる。そして、国際法学会がどの法人に移行することが適切であるか、移行のために必要となる作業項目はどうか問題となる。

以下では、2において、あり得る選択肢を特定するため、社団法人への組織変更の可能性について検討した上で、財団法人への移行を前提として、移行に関する諸問題及び公益認定を受けることのメリット・デメリットを、①新財団法人への移行の手続(3)、②移行後の新財団法人の運営(4)、③移行後の新財団法人に関する課税問題(5)の3つの観点から検討する。

2. 社団法人への組織変更の可能性

国際法学会は従来、財団法人として活動をしてきた。しかし、会員の集合である学会の実体に適合的であると考えられるのは、むしろ、社団法人であるとも思われる。そこで、新法人制度のもとで、国際法学会を社団法人（一般か公益かは問わない。以下、同じ。）に移行させることができるかどうかは検討しておく価値があろう。

しかし、結論としては、国際法学会をそのまま新法の下での社団法人に移行させることはできないと解される。これは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）44条及び45条に、以下のとおり規定されているためである。

整備法

44条 公益法人認定法第二条第四号に規定する公益目的事業（以下この節において単に「公益目的事業」という。）を行う特例社団法人又は特例財団法人は、施行日から起算して五年を経過する日までの期間（以下この節において「移行期間」という。）内に、第四款の定めるところにより、行政庁の認定を受け、それぞれ公益法人認定法の規定による公益社団法人又は公益財団法人となることができる。

45条 特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間内に、第五款の定めるところにより、行政庁の認可を受け、それぞれ通常の一般社団法人又は一般財団法人となることができる。

（下線は追加）

すなわち、上記のように「それぞれ」の文言があることから、特例社団法人は、社団法人に、特例財団法人は財団法人（一般か公益かは問わない。以下、同じ。）に、それぞれなることができる趣旨であると解され、したがって、国際法学会が直接に公益社団法人又は一般社団法人に移行することはできないと考えられる。

そこで、本報告書においては、国際法学会が新しい制度の下での財団法人へ移行することを前提とする¹。

3. 新財団法人への移行の手続

(1) 移行の手続に関する検討事項

新制度における一般財団法人、公益財団法人のいずれに移行するにせよ、2013年(平成25年)11月末までの移行期間中に、諸手続を完了し、新制度における法人に移行する必要がある。

移行の手続自体は、定款の変更の案（以下「新定款」という。）その他の必要書類を

¹ 国際法学会を社団法人とするためには、新たに公益社団法人を設立し、現在の財団法人を解散し、残余財産をその新公益社団法人に贈与するという方法があり得る。これに対して、新たに一般社団法人を設立して同様のことを行うことは、それが公益認定を受けておらず、現在の国際法学会の公益財産からの寄付を受け付けることができないため、困難であると考えられる。

作成した上で、インターネット・行政庁窓口・郵送のいずれかの方法で申請を行えばよい。

以下では、移行の手続で重要と考えられる新定款の作成、一般財団法人に移行する場合における公益目的支出計画の策定について検討し、その上で、公益財団法人へ移行する場合の注意点について検討する。

(2) 新定款の作成

一般財団法人、公益財団法人のいずれに移行する場合であっても、新制度に対応した機関等を規定した新定款を作成し、移行の申請をする際に、提出する必要がある。この新定款については、現在の定款(寄付行為)に定められた定款変更方法に従って機関決定を行えばよく、旧主務官庁の認可等は不要とされている²。

新定款の具体的内容については、内閣府が公表している「移行認定のための『定款の変更の案』の作成の案内」をモデルとして従来の定款(寄付行為)を修正すればよいものと考えられる。

また、新法人移行と同時に、法人法(新制度)上の評議員が決定されていなければならない³が、この点については、移行前に「最初の評議員」を選出することも、移行前に評議員候補者を選出しておき、新定款に「最初の評議員」として直接記載することで、移行と同時に評議員を選出することも可能である⁴。ただし、この最初の評議員の選任方法については、「旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによる」⁵とされており、国際法学会の場合は、新法人への移行前に、理事が決定し、主務官庁である文部科学省が認可した方法で、法人法上の評議員又はその候補者を選出しなければならない。

(3) 一般財団法人へ移行する場合の注意点(公益目的支出計画の策定)

現在の特例財団法人としての国際法学会が有する繰越金は公益目的財産であると考えられるため、一般財団法人へ移行する場合には、それを公益目的のために費消する必要がある。そのため、その繰越金を公益目的事業のために支出する計画を策定し、

² 整備法102条及び118条参照。

³ 特例民法法人の評議員が特段の手続を採らずにそのまま法人法上の評議員に移行することはできない(整備法89条4項)。なお、理事は、そのまま法人法上の理事とすることも可能である(整備法48条1項及び2項)。

⁴ 内閣府「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)」(平成21年9月)(以下この資料を「内閣府・FAQ」という。)問Ⅱ-2-①及び問Ⅱ-3-②参照。なお、移行前の「最初の評議員」の選任のためには、新法人移行前にさらに定款変更を行って法人法上の評議員、評議員会及び理事会を設置する旨の定款変更が必要となる(整備法91条2項及び3項。なお、現在の特例民法法人としての定款(従来の寄付行為)におけるこれらの機関を、そのまま新制度上の機関とすることはできない。)ため煩瑣であり、移行と同時に最初の評議員が決定されるように、事前には最初の評議員の候補者のみ選出しておくことが妥当であろう。

⁵ 整備法92条参照。

当該事業のために財産を費消していくことが必要となる。

もっとも、この点については、現在の学会の出版事業及び研究大会開催事業が公益目的事業に該当すると考えられ、それらの事業毎の収支の赤字分を現在の繰越金で補填していくことを定めた公益目的支出計画書を作成し、その通りにしていけばよいのであって、従来の収支決算の状況からすれば、計画策定・書類作成等に関する事務負担の点を除けば、それほど問題にはならないと考えられる。しかし、この「公益目的財産」が残存している限り、財団としての運営の自由度は制約されることになることを覚悟しておく必要がある。

その他、一般財団法人へ移行する場合の提出書類等については、内閣府＝都道府県「申請の手引き・移行認可編」を参照のこと。

(4) 公益財団法人へ移行する場合の注意点

公益財団法人へ移行する場合は、前記の新定款の他、事業計画書その他の公益財団法人としての要件を備えた法人であることを示す書類を提出する必要がある。具体的には、内閣府＝都道府県「申請の手引き・移行認定編」に詳細に記載されているが、特に、法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類の作成については、かなり詳細な資料の作成が求められ、その事務を特定の会員の負担とするには余りに膨大な事務となることが予想される。

4. 新財団法人の運営

(1) 移行後の法人の運営の概要

新制度において、一般財団法人となるにせよ、公益財団法人となるにせよ、法人法に規定される機関を設置し、法人の目的となる事業を実施していくことが必要となる。

一般財団法人に移行した場合、前述の公益目的支出計画の実施が必要となるものの、その他の点では、基本的に、自由な運営・活動を行うことができる⁶ところである。

他方、公益認定を受けて公益財団法人となった場合には、認定法5条各号に掲げられる認定基準を継続的に満たす必要があり、移行後においてもその遵守について行政庁による監督がされることとなる。具体的には、毎事業年度の経過後3ヶ月以内（事業計画書・収支予算書等の書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、財産目録等（定款は除く。）を行政庁に提出する必要がある⁷。また、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、行政庁は、公益法人に対しその運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めることができ、また、行政庁の職員に対して、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活

⁶ ただし、後述のように、税法上の優遇措置を受けるためには、法人税法上の非営利型法人に該当しなければならず、その点での活動及び運営の自由に対する制約はある。

⁷ 認定法22条参照。

動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること等もできるとされている⁸。これらの点に鑑みると、公益財団法人へ移行した場合の事務負担は、一般財団法人に移行した場合に比べて、相当重いものとなるであろう。

(2) 活動内容

学会の従来 of 主要な活動である国際法外交雑誌編集出版事業及び研究大会開催事業については、いずれも認定法2条4号に定められる「公益目的事業」⁹に該当することとなると解される¹⁰。そのため、新制度移行後に公益財団法人となる場合であったとしても、基本的には活動内容を変更する必要はないと考えられる。

ただし、「公益目的事業」とは、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」しなければならないとされ、特定の多数の者(会員)のみの利益の増進に寄与する共益的な事業は、公益目的事業とはされない。したがって、例えば研究大会については、より一般に開かれたものとする必要が生じる可能性はある(ただし、高度な専門的知識を扱う性質上、合理的な参加の要件を定めることは可能とされる¹¹)。

(3) 機関

新制度は、主務官庁による監督を廃止する代わりに、法人の内部統治を強化するものとなっているため、一般財団法人となるにせよ、公益財団法人となるにせよ、機関設計について一定の変更が必要となる。

機関は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事である(法人法73条3項によれば一般財団法人の評議員は3名以上でなければならず、また同法177条により65条3項が準用される結果、一般財団法人の理事も3名以上でなければならない。上限についての定めはなく、この点は国際法学会として判断すれば足りる¹²)。特に、評議員が理事・監事を兼ねることができなくなるため¹³、現在の国際法学会の理事の選任の手續(評議員による互選)や評議員の選任の手續(理事会での選出及び理事長に

⁸ 認定法27条参照。

⁹ 「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と規定される。

¹⁰ 出版事業については、出版そのものを公益事業と位置づけることは困難なようであり、「論文の選考という事業が本体事業で、選考した論文を普及する発行が密接不可分になっている場合、この論文の選考が公益目的事業か否かをチェックすることとなる」(内閣府・FAQ問IX-②)とされている。そして、そのような考え方に従って、内閣府公益認定等委員会『公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)』(平成20年4月、同年10月改訂版。以下「公益認定等ガイドライン」という。)における公益目的事業の17分類のうちの「(14)表彰、コンクール」としての公益事業性を精査する必要があることとなる。なお、これらの論文の普及・発行物の普及は、「その分野を専攻する研究者の大半で構成されている法人における学会誌の発行が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、配布が社員に限定されていても」普及にあたると解されている(内閣府・FAQ問IX-②参照)。

¹¹ 公益認定等ガイドライン42頁参照。

¹² 内閣府・FAQ問II-2-①における(補足)参照。

¹³ 法人法173条2項参照。

よる委嘱)等の見直しが必要となると考えられる¹⁴。また、評議員会・理事会における委任状による代理出席は認められないこととなるため、これらにおける決議が滞ることのないよう、制度的に配慮する必要もあろう。

なお、本学会の理事には現職公務員(外務省職員)が含まれるが、新制度移行後においても、制度上、この点を規制する規定は見あたらず、問題ないものと考えられる。また、大規模一般財団法人に該当するわけでないため、会計監査人を機関として置く必要はない¹⁵。

(4) 事務所の設置について

新制度への対応に伴い、事務所の実質化が必要となるか(事務所の賃貸等の必要性、事務職員の雇用の必要性等)は経費の観点から重要な論点である。この点、新法人制度のもとでは、定款¹⁶、各種議事録¹⁷、計算書類等¹⁸を主たる事務所に備え置かなければならず、評議員及び債権者はその閲覧又は謄写の請求を業務時間内に請求することができることとなっているため、主たる事務所の業務時間等を定め、その間については対応をすることができるようにする措置を採る必要があると解される。これがどの程度の実体を備えた事務所であることを要するのか(事務代行業者の事務所をもって学会の事務所ということが出来るのか否か)はなお検討を要する。

なお、仮に公益財団法人に移行する場合には、財産目録等を主たる事務所に備え置かなければならず、かつ、それらについて、「何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも」¹⁹それらの閲覧を請求することができることとなっており、より実質的に、対応するための体制を整える必要があるものと思われる。

(5) 財務・会計

学会の財務・会計に関し、一般財団法人となる場合には、従来どおりで特段問題がないものと考えられる(法人法上は、会計帳簿を作成し、貸借対照表を公告する等の義務が規定されるのみである。)

他方、仮に公益財団法人となる場合には、①収支相償であると見込まれること(公

¹⁴ 調査の範囲では、理事(候補者)として互選された評議員が自動的に評議員を辞任する制度(評議員の中から理事候補者を選出し、理事候補者が評議員辞任後に、評議員が候補者を理事として選出する制度)としておくことを認めないとする情報は見あたらなかった。なお、評議員の辞任への対応としては、定款上の評議員の人数に幅を持たせておくこと(辞任しても評議員の欠員が生じないようにすること。内閣府「移行認定のための『定款の変更の案』作成の案内」33頁参照。)も可能であるし、また、事前に評議員の補欠を選任しておくことも可能である(内閣府・FAQ問Ⅱ-1-⑩参照。)

¹⁵ 法人法171条参照。なお、「大規模一般財団法人」と貸借対照表の負債の部の合計額が200億円以上のものをいう(正確な定義は同法2条3号参照。)

¹⁶ 法人法156条1項参照。

¹⁷ 例えば、評議員会議事録については、193条2項参照。

¹⁸ 法人法199条、129条参照。

¹⁹ 認定法21条4項。

益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけないこと²⁰や、②遊休財産額(法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額をさすとされる。)²¹が、基本的に、1年分の公益目的事業相当額を超えてはならない、といった制約が課されることになる。学会の会計における前年度からの繰越金の存在は、学会の安定的運営のために必要であると考えられるところ、新制度の下では用途を定めない繰越金は遊休財産とされ、②の制約が課されるので、繰越金を貯め込むことはできなくなる。また、公益財団法人に対しては、内閣府公益認定等委員会において平成20年4月11日付けで設定された「公益法人会計基準」が継続的に適用されることとなる。

ただし、一般財団法人に移行する場合であっても、前述の公益目的支出計画の実施中(現在の公益法人としての公益目的財産を公益目的で費消している間)は、同じ会計基準に従う必要がある。公益目的支出計画の完了後においては慣行に従えばよいこととされているが、学会の非営利性を強調するためには、公益法人会計基準に従うことが望ましいことは言うまでもない。

5. 新財団法人に係る課税問題

(1) 国際法学会に対する課税の問題

国際法学会が公益財団法人となる場合、公益目的事業だけを行うとすれば、非課税となる。ただし、公益目的事業を主たる事業として行いつつ、それに該当しない収益事業も実施する場合は、収益事業に対しては課税されることとなる。

これに対して、一般財団法人に移行する場合であっても、国際法学会は法人税法上の「非営利性が徹底された法人」・「共益的活動を目的とする法人」(非営利型法人。法人税法2条9の2号²²。)に該当すると考えられるため、法人税法上の収益事業についてのみ課税されることとなる²³。そして、収益事業の範囲は法人税法施行令5条に規定されている²⁴。同条に鑑みると、本学会の収入として課税の懸念がある会費収入

²⁰ 認定法5条6号参照。

²¹ 公益認定等委員会事務局『民による公益の増進を目指して』(平成20年5月)10頁、認定法16条2項参照。

²² 同号においては、非営利型法人(収益事業にのみ課税される法人)について、「一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)のうち、次に掲げるものをいう。」とし、「イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの」と「ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの」を掲げる。前者がいわゆる「非営利性が徹底された法人」であり、後者が「共益的活動を目的とする法人」のことである。なお、要件に規定される「政令」とは法人税法施行令3条のことであり、非営利性が徹底された法人に該当するためには、定款に余剰金の分配を行わないことや解散時に残余財産を国等に帰属させることを規定する必要があること(同条1項1号及び2号)等が定められている。

²³ 法人税法4条1項、7条参照。

²⁴ なお、公益認定を受けた場合には、認定法上の公益目的事業は自動的に法人税法上の収益事業でないと思われる(法人税法施行令5条2項1号)。

については、それを収益事業の一環として集めていけば、課税対象となり得るところであるが、そもそも本学会が行っている活動は、すべて収益事業と見なされることはないと思われるため、会費収入に対する法人税の課税もないと考えられる。懸念されるのは、国際法外交雑誌の出版事業が収益事業とされる虞がないかという点である。しかし、この点についても、同条1項12号において、以下のとおり規定されており、「学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報を専らその会員に配布するために行うもの」に該当するとされるならば、収益事業から除外される。

法人税法施行令5条1項

法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

……

十二 出版業（特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報を専らその会員に配布するために行うものを除く。）

このように、学会に対する課税については、公益認定を受けるか否かで、大きな差異はないと考えられる。

(2) 国際法学会への寄付を行った者に対する税制優遇

仮に国際法学会が公益認定を受けて公益財団法人となった場合には、寄付優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当することとなる²⁵。そのため、寄付を多く集めようとするならば、公益財団法人となることが望ましい。

他方、一般財団法人となった場合であっても、国際法学会は法人税法上の「非営利性が徹底された法人」に該当すると考えられるため、個人の国際法学会に対する寄付については一定の特例措置が講じられている²⁶。

6. その他の留意点

(1) 移行後の公益認定の申請の可能性

公益認定を受けて公益財団法人となるためには、特例民法法人から直接に公益財団法人へ移行する方法のみならず、一般財団法人へ移行した上で、学会側で公益認

²⁵ 学会に対する寄付が特定寄付金（所得税法78条2項）となり、寄付者は、一定金額をその所得から控除することが可能となる。

²⁶ 租税特別措置法40条。資産の寄付に関する譲渡所得の所得税が、国税庁長官の承認の下に、非課税とされる制度が規定されている。

定を受けたいと考えた時期(いつでも構わない。)に、公益認定の申請を行うことも可能である。

(2) 公益認定の取消しに伴う措置

公益認定を受けて公益財団法人となった後に、認定が取り消されて一般財団法人となった場合には、公益目的事業財産の残額に相当する額を、認定取消しから1ヶ月以内に、公益的団体等²⁷に贈与する必要がある。要するに、公益認定を受けた以上は後戻りをするにはできないということに注意が必要である。

7. おわりに——法人問題検討委員会としての意見

本報告書は、冒頭に記したとおり、国際法学会が新制度へ対応するための基礎的情報を提供することが目的であり、以上に記載したところでその目的は達成できていると考える。

ただ、以上の問題点の整理を行ったことから、今後の検討における参考までに、あえて本委員会の意見を述べるとすれば、国際法学会は一般財団法人へ移行すべきであると考えられる。なぜならば、公益認定を受けることの最大の利点は寄付を集めやすくすることにある(寄付を行った者が税制上の優遇を受けられる。)ところ、従来、国際法学会に寄付の申し出があったことはなく、収入の基盤は会費収入であって、そのことは今後も大きくは変化しないと考えられるからである。もちろん、寄付により収入が増えれば新たな活動を行うことができることは確かであるが、多額の寄付を求めるための活動に会員が時間と労力を割くことは学術団体としての性格上望ましいことではなく、また、仮にそのような活動を行ったからといって多額の寄付が継続的に集まるとも思われない。そうすると、あえて公益認定手続や移行後の事務処理が煩瑣な公益財団法人になるメリットはないということになる。また、公益認定を受けることにより、財務・会計の制約が課され、行政庁の監督が継続することになり、学会運営のための事務負担の増大が懸念される。仮に将来、公益認定を受けることにメリットがあると判断されることがあるとしても、その時点で公益認定を受ける途は閉ざされるわけではない。さらに付言すれば、新制度の公益財団法人は、実質的にはこれまでの制度における特定公益増進法人(新制度の法人税法上の公益法人と同様に、かつての法人税法上寄付を行った者に対する税制上の優遇が与えられていた。)に該当する公益法人に対応するものであり、これまで国際法学会が特定公益増進法人でなかった²⁸ことに鑑みても、一般財団法人に移行することが自然である。

これまでと同様の運営を継続するには、財務・会計に関する制約が少ない一般財

²⁷ 認定法5条17号参照。

²⁸ 従来の制度において、寄付者に対する税制上の優遇が認められた特定公益増進法人は、旧民法34条により設立された約25000の公益法人のうちの約900法人のみである。

団法人への移行を選択すべきであり、一般財団法人の枠組みの中で会員に対する共益的活動としての学術活動に専念することが望ましいと考えられる。

以上